

○栗原市子ども・子育て会議条例

平成25年6月25日

条例第18号

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に掲げる事務を処理するため設置する栗原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(栗原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 栗原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年栗原市条例第46号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略